感 感 発 0131 第 1 号
令 和 7 年 1 月 31 日

各検疫所長　殿

健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

リトアニア政府機関発行の鳥類に係る衛生証明書の取扱いについて

今般、リトアニアのクライペダ州において、家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された旨の情報がありました。

つきましては、同国政府機関から発行される鳥類に係る衛生証明書のうち、以下の表に記載がある地域において保管又は積み出された鳥類に係る衛生証明書については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号。以下「規則」という。）第 30 条第２項に規定する「当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合」に該当することから、同項の規定により、規則別表第１第５項第３欄に掲げる事項に関する確認が行われていないものとなりますので、その運用に遺漏のないよう的確な対応を要請します。

輸入停止措置対象地域	輸入停止措置開始年月日
クライペダ州	令和７年１月 30 日